

築40年超マンションは10年後に2.3倍、20年後には4.2倍に！高経年マンションの今後を考える

「マンション再生セミナー2020」を全国7都市で開催

～マンションの管理適正化や再生の円滑化に関連した今年6月の法改正に関しても紹介～

公益財団法人マンション管理センターは、『マンション再生セミナー2020』を11月から12月にかけて、東京都、大阪市、名古屋市、札幌市、広島市、福岡市、仙台市の全国7都市で開催します(事前申込制・参加無料/詳細は次ページをご参照ください)。

本セミナーは、マンション管理組合のみなさまを主な対象に、分譲マンションの再生(管理適正化、改修・建替え・敷地売却等)について知っていただくことを目的とするもので、今年6月に改正されたマンション管理適正化法及びマンション建替え円滑化法の改正内容も紹介します。

そのうち、11月2日(月)の東京都開催、11月5日(木)の大阪市開催につきましては、本日から申し込みを開始します(次ページの参加申込み要項をご参照ください)。



[セミナー開催(東京都)のチラシ]

◆社会的課題「高経年マンションの再生」に向け、法改正も実施

日本全国における築40年以上を経過したマンションのストックは、現在の約91万戸から10年後には約2.3倍の約214万戸、20年後には約4.2倍の約385万戸になると推計されています。

居住者の高齢化や空き住戸・賃貸住戸の増加など、マンションを取り巻く環境はさまざまな課題に直面しています。高経年マンションの管理不全が懸念される中、老朽化の物理的な改善と管理の適正化という広い意味での“マンション再生”は急務とされています。今年6月にはマンション管理適正化法、マンション建替え円滑化法も改正され、政府もこの社会問題の解決に乗り出しています。

マンションの再生には、改修、建替え、敷地売却などさまざまな手法があります。多様な人々が住まうマンションの再生において適切な案を検討し、合意形成するには、相当の時間を要します。まだ、高経年ではないマンションでも、早い段階から再生に向けて意識を持っていただくことが望まれます。

今回開催する「マンション再生セミナー2020」では、マンション管理適正化法、マンション建替え円滑化法の改正のポイントや、管理組合としてのマンション再生の取り組み方および円滑な進め方など、今後のマンション管理運営に関わる課題を専門家が解説します。^{※1} 加えて、セミナー後にはマンションの建替え等について法律的・技術的なご相談をいただける「分譲マンションの建替え等に関する特別相談会」も開催いたします(仙台会場を除く)。^{※2}

※1. 登壇者、講演テーマ等は、会場によって異なります。詳細は(公財)マンション管理センター「セミナー 申込みページ」をご覧ください。
 ※2. 相談会は、公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センターが開催します。

発表記者クラブ

国土交通記者会・国土交通省建設専門紙記者会・大阪市政記者クラブ・札幌市政記者クラブ・名古屋市政記者クラブ・広島市政記者クラブ・福岡市政記者室・仙台市政記者クラブ

【セミナーに関する問い合わせ先】

公益財団法人マンション管理センター 技術部 TEL 03-3222-1519/FAX 03-3222-1520

【本件に関する報道関係問い合わせ先】

マンション再生セミナーPR事務局 (株式会社ブレインズ・カンパニー内) TEL: 03-3568-3844

◆セミナー開催概要

1.日時/会場:(予定)

開催地	開催日時	会場のご案内	申込開始日
東京都	令和2年11月2日(月) 13:40~16:00	日本教育会館 一ツ橋ホール (千代田区一ツ橋2丁目6番2号)	9月17日
大阪市	令和2年11月5日(木) 14:00~16:10	グランキューブ大阪 会議室 1001-1003 (大阪市北区中之島5丁目3番51号)	9月17日
名古屋市	令和2年11月18日(水) 14:00~16:10	ウイंक愛知(愛知県産業労働センター) 大ホール (名古屋市中村区名駅4丁目4番38号)	10月1日
札幌市	令和2年11月24日(火) 14:00~16:10	札幌エルプラザ(札幌市男女共同参画センター) ホール (札幌市北区北八条西3丁目)	10月1日
広島市	令和2年12月3日(木) 13:30~15:40	JMS アステールプラザ(中区民文化センター) 中ホール (広島市中区加古町4番17号)	10月16日
福岡市	令和2年12月4日(金) 13:30~15:40	エルガーラホール 中ホール (福岡市中央区天神1丁目4番2号)	10月16日
仙台市	令和2年12月17日(木) 14:00~16:10	東京エレクトロンホール宮城(宮城県民会館) 601 会議室 (仙台市青葉区国分町3丁目3番7号)	10月16日

2.主催:公益財団法人 マンション管理センター

3.後援:国土交通省

4.参加申込み要項(WEBまたはFAX):

セミナーの参加には事前の申込みが必要です(参加無料)。参加ご希望の方は、以下のホームページからお申込み、または、別添チラシの申込書に必要事項を記入の上、FAX(03-3222-1520)にてお申込みください。定員に達し次第締切りとさせていただきます。※3



●(公財)マンション管理センター「セミナーの開催 ページ」URL

https://www.mankan.or.jp/01_seminar/seminar_in.html

※3. 締切日、定員数につきましては、各会場によって異なります。詳細はホームページの「セミナーの開催ページ」をご覧ください。

5.新型コロナウイルス感染拡大防止対策について:

会場においては、消毒用アルコールの設置や座席の間隔を空けるなどの新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じます。なお、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、セミナーの開催を中止する場合がございます。※4

※4. セミナーの開催が中止となった場合は、ホームページにてお知らせいたします。

同時開催 分譲マンションの建替え等に関する特別相談会(無料・要予約)

開催日当日のセミナー終了後に「分譲マンションの建替え等に関する特別相談会」を開催いたします。マンションの建替え等についての法律的・技術的なご相談に弁護士・建築士のペアが無料で応じます。予約制ですので、ご希望の方は下記までお電話でお申込みください。

●申込先:公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

TEL:0570-016-100(平日10:00~17:00)

※特別相談会は、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターの主催となります。セミナーとはお申込みが別になりますのでご注意ください。

※仙台会場では特別相談会は実施いたしません。